

この江東区子育てハンドブックはおもに妊娠中の方や未就学児のお子さんをもつ
保護者向けの情報が入っています。ぜひご活用ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、本誌記載の情報から変更となる場合がございます。

砂町銀座

2021江東区

子育て ハンドブック



江東区の子育て

気軽に相談しよう

妊娠がわかったら

赤ちゃんが
生まれたら

子どもが通う施設

子育てをちょっと
手助けして欲しい時に

子どもとお出かけ

子育てについて
学びたい

ひとり親
家庭の方へ

障害・疾病のある
お子さんのために

子どもSOS

妊娠中の方や3歳までのお子さんをもつ保護者向けに江東区では
こんにちは赤ちゃんメール(マタニティ・産後)を配信しています。
二次元コードを読み取って空メールを送ると本登録のメールが届きます。
ぜひご利用ください。詳しい内容はP7、8をご覧ください。

マタニティ
メール



産後メール



ひとり親家庭の方へ

江東区観光
キャラクター
「ヒーロくん」



相談窓口

母子・父子相談

お問合せ先 福祉事務所保護第一課 ☎3645-3106 FAX 3647-4917
福祉事務所保護第二課 ☎3637-2707 FAX 3683-3722



ひとり親家庭等の経済的問題、こどもの就学問題等、いろいろな悩みごとについて、母子・父子自立支援員が問題解決への支援をします。

養育費についての相談

お問合せ先 養育費相談支援センター ☎フリーダイヤル 0120-965-419 ☎3980-4108

養育費や面会交流についての法務省の相談窓口です。



経済的支援

児童育成手当

お問合せ先 こども家庭支援課給付係 ☎3647-4754 FAX 3647-9196

育成手当

■対象

母子・父子家庭または同様の家庭に支給される手当です。

・次のいずれかに該当する18歳に達した最初の3月31日までの児童を養育している方

- (1) 父母が離婚
- (2) 婚姻によらないで出生
- (3) 父または母が死亡・生死不明
- (4) 父または母に引き続き一年以上遺棄されている
- (5) 父または母が裁判所からDV保護命令を受けている
- (6) 父または母が引き続き一年以上法令により拘禁
- (7) 父または母に重度の障害※がある

※詳細についてはお問合せください。



■手当月額

・対象児童1人あたり 13,500円

障害手当

■対象

障害のある児童を養育している方に支給される手当です。

・次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方

- (1) 身体障害者手帳1～2級程度の児童
- (2) 愛の手帳1～3度程度の児童
- (3) 脳性まひ、進行性筋萎縮症の児童

■手当月額

・対象児童1人あたり 15,500円



児童扶養手当

お問合せ先 こども家庭支援課給付係 ☎3647-4754 FAX 3647-9196

■対象

母子・父子家庭または同様の家庭に支給される手当です。

・次のいずれかに該当する18歳に達した最初の3月31日まで(中度以上の障害のある方は20歳未満)の児童を養育している方

- (1) 父母が離婚
- (2) 婚姻によらないで出生
- (3) 父または母が死亡・生死不明
- (4) 父または母に引き続き一年以上遺棄されている
- (5) 父または母が裁判所からDV保護命令を受けている
- (6) 父または母が引き続き一年以上法令により拘禁
- (7) 父または母に重度の障害※がある

※詳細についてはお問合せください。

・ただし、申請者や対象児童が公的年金給付等を受給できるときは、公的年金給付等の給付額より児童扶養手当額の方が高い場合に、その差額分が支給されます。

■手当月額

- ・対象児童1人目 10,180円～43,160円
- ・対象児童2人目 5,100円～10,190円を加算
- ・対象児童3人目以降 3,060円～6,110円ずつ加算

※申請者の前年または前々年の所得により変わります。

※手当の認定期間が5年を経過したときは、手当額が1/2となる場合があります。



ひとり親家庭等医療費助成

お問合せ先 こども家庭支援課給付係 ☎3647-4754 FAX 3647-9196

18歳に達した最初の3月31日まで(中度以上の障害のある方は20歳未満)の児童を養育している母子・父子家庭または同様の状態にある家庭の保護者(養育者)と児童に医療証を交付します。健康保険証を使って医療機関等を受診した際に、保険診療の自己負担分の一部または全部が助成されます。

※対象となる児童は、児童育成手当(育成手当)及び児童扶養手当と同様です。

詳しい内容はこちらでもご確認いただけます。



遺族基礎年金

お問合せ先 区民課年金係 ☎3647-1131 FAX 3647-9415

国民年金に加入している人が亡くなり、その人によって生計を維持されていた子のある配偶者または子に支給されます(子は18歳到達年度の末日までにある子、または年金法で定める1・2級の障害の状態にある場合は20歳未満の子です。その他納付要件等が必要です)。

詳しい内容はこちらでもご確認いただけます。



遺族厚生年金

お問合せ先 江東年金事務所 亀戸5-16-9 ☎3683-1231 FAX 3681-6549

厚生年金に加入している人が亡くなり、その人によって生計を維持されていた子のある配偶者や子に、遺族基礎年金に上乗せして遺族厚生年金が支給されます(子は18歳到達年度の末日までにある子、または年金法で定める1・2級の障害の状態にある場合は20歳未満の子です)。

母子・父子福祉資金の貸付

お問合せ先 福祉事務所保護第一課 ☎3645-3106 FAX 3647-4917
福祉事務所保護第二課 ☎3637-2707 FAX 3683-3722

ひとり親家庭のお母さん、お父さん等で20歳未満の子を扶養している人に対して修学資金・生活資金など12種類の福祉資金をお貸しします。
詳しい内容はこちらでご確認いただけます。



自立支援

ひとり親家庭の就労と自立の支援

お問合せ先 福祉事務所保護第一課 ☎3645-3106 FAX 3647-4917
福祉事務所保護第二課 ☎3637-2707 FAX 3683-3722

福祉事務所への事前相談が必要となります。
児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にあること等の要件があります。

◇母子・父子自立支援プログラム策定

福祉事務所の母子・父子自立支援員と就労支援員がひとり親家庭のお母さん、お父さんの状況やニーズに対応した自立支援計画書を策定し、これに基づき、ハローワークと連携して仕事探し・転職を支援します。

◇母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭のお母さん、お父さんが就職に有利な資格を取得するために、1年以上(令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業開始する場合は6か月以上)養成機関で修業する場合、生活費の一部として訓練促進給付金を支給します。また、カリキュラム修了後に修了支援給付金を支給します。

◇母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭のお母さん、お父さんが就労に役立てるために必要な教育訓練を受講した場合、受講料の一部として自立支援教育訓練給付金を支給します。

ハローワーク(公共職業安定所)

お問合せ先 ハローワーク木場(木場公共職業安定所) 木場2-13-19 ☎3643-8609

ハローワーク木場では、皆様の就職活動をサポートします。最新の求人情報を提供し、資格を取りたい方やスキルアップを目指している方にはハロートレーニング(公的職業訓練)のご案内をさせていただきます。雇用保険失業給付の手続きだけでなく、職業相談・職業紹介、応募書類の作成のアドバイスや添削も行い、早期に再就職できるように支援いたします。



こうとう若者・女性しごとセンター

お問合せ先 こうとう若者・女性しごとセンター 亀戸2-19-1 カメラプラザ9F
☎03-5836-5160 FAX 03-3637-2351
URL <https://koto-shigoto.jp/>

江東区で働きたい方の就職支援と、区内企業の人材採用をサポートする施設です。センターを利用する求職者には専任のキャリアアドバイザーがつき、求職者の状況を踏まえて、職場探しを支援します。(正職員、契約社員、アルバイト、内職等)また、就職活動や、就職後に役立つセミナーも定期的に開催しています。

■利用する上で必要なこと

初めて利用する場合には、センターの利用登録が必要になります。



その他の支援

母子生活支援施設

お問合せ先 福祉事務所保護第一課 ☎3645-3106 FAX 3647-4917
福祉事務所保護第二課 ☎3637-2707 FAX 3683-3722

18歳未満の児童がいる母子家庭が入所できる施設です。生活安定のために一時的に支援を必要とし、概ね2年以内に自立が見込める方が対象になります。詳しい内容はこちらでもご確認いただけます。



都営住宅

お問合せ先 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター ☎3498-8894
URL <https://www.to-kousya.or.jp/toeibosyu/>

- ◇ひとり親家庭の方の都営住宅の優遇制度(一般より当選率が高い)
- ◇ひとり親家庭の方の都営住宅ポイント方式
(書類審査・実態調査により住宅困窮度合いの順に入居者として登録)
- ◇ひとり親家庭の方の都営住宅使用料の特別減額



区営住宅

お問合せ先 住宅課住宅管理係 ☎3647-9464
URL <https://www.city.koto.lg.jp/kurashi/sumai/moshikomi/kue/index.html>

- ◇ひとり親家庭の方には、区営住宅使用料の特別減額があります。
- ◇区営住宅の入居者募集は、あき家が発生した場合に、「こうとう区報」や区のホームページでお知らせします(6月・12月の募集予定)。
なお、入居者は抽選により決定しますので、優遇制度はありません。



民間賃貸住宅あっせん(居住支援)

お問合せ先 住宅課住宅指導係 ☎3647-9473

江東区内にお住まいで、立ち退きや家賃過重などの理由から、引っ越しをしなければならないひとり親家庭などの方のために、お部屋探しのお手伝いをします。区役所で一旦相談した後、区役所の窓口(毎週火曜日予約制)及び協力不動産店で賃貸物件の空き室状況をご案内します。なお、成約した場合は、契約金の一部助成制度があります。(収入要件等あり)



■利用する上で必要なこと

- ①江東区内に住んでいる(区内に親族がいて、その近傍に居住希望の場合は区外でも対象)
- ②扶養する18歳未満の子とひとり親のみで構成する世帯
- ③自分で日常生活ができる世帯 ④住宅に困っている
- ⑤身元保証人(緊急連絡先)がいる方

都営交通無料乗車券

お問合せ先 こども家庭支援課給付係 ☎3647-4754 FAX 3647-9196

児童扶養手当受給者または同一世帯の方のうちひとりに限り、都バス、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナーの無料乗車券が受けられます。

■持参するもの 児童扶養手当証書



J R 定期券の割引

お問合せ先 こども家庭支援課給付係 ☎3647-4754 FAX 3647-9196

児童扶養手当受給世帯の方に、J R 通勤定期乗車券を3割引で購入できる「資格証明書」「乗車券購入証明書」を交付します。

■持参するもの

- ①児童扶養手当証書
- ②定期券を購入される方の写真(最近6か月以内の正面上半身・たて4cm×よこ3cm)
- ③印鑑



水道料金・下水道料金の減免

お問合せ先 東京都水道局江東営業所 新砂1-7-2
☎5633-9053 FAX 3640-4398

児童扶養手当又は特別児童扶養手当を受給されている方は、申請により水道・下水道料金が減免されます。

■減免内容

水道料金 基本料金と1月当たり10m³までの従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額

下水道料金 1月当たり8m³までの料金

■水道局営業所に持参するもの

- ①児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
- ②印鑑

※お客さま番号のわかるもの(請求書、検針票等)がある方は併せてご持参ください。



粗大ごみ処理手数料の免除

お問合せ先 粗大ごみ受付センター ☎5296-7000 月～土 8:00～19:00
URL <https://sodai.tokyokankyo.or.jp>

江東区にお住まいの児童扶養手当、特別児童扶養手当受給者は、申請により粗大ごみ処理手数料が免除されます。電話受付のみとなります。





チャイルド・アイズ

東陽町校



今しかできない
お子様への贈り物。

IQが
伸びる!

お子様が持つ才能を引き出し、
バランスのよい柔軟な脳を育てることは、
将来の大きな財産になります。
その財産を残してあげられる唯一のチャンスは、
幼児期の"今だけ"と考えられています。



知能育成コース

対象年齢／
1.5歳～

受験対策コース

対象年齢／
1.5歳～

詳しくは
お問合せ
ください

☎03-6666-4152

受付時間／10:00 - 18:00 ※日月祝を除く

江東区東陽3丁目24-18 齊藤ビル2階

東京メトロ東西線 東陽町駅 徒歩4分 / 木場駅 徒歩5分